

正 誤

令和六年十二月二十四日付け徳島県報第七百七十八号徳島県公安委員会規則第十八号中
次のとおり訂正

ページ		誤		正	
一	十一行	第28条・第29条		第28条・第29条	
十四及び十五		別添のとおり		別添のとおり	

別記様式第 3 号(表)

第 年 月 日										
意見の聴取通知書										
あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第 1 0 4 条第 1 項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。										
意見の聴取日時		年 月 日 時 分								
意見の聴取場所										
処 分 を し よ う と す る 理 由										
年 月 日 時ころ における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。										
処 分 理 由	違反(事故)発生年月日	違 反 行 為 の 種 別 等			交通事故の種別					点数
					物	傷	死	軽	重	
		過 去 3 年 以 内 の 行 政 処 分 歴		回	累積点数				点	

※ 裏面を必ずお読み下さい

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。

別記様式第3号（表）

第 年 月 日									
意見の聴取通知書									
あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。									
意見の聴取日時		年 月 日 時 分							
意見の聴取場所									
処 分 を し よ う と す る 理 由									
年 月 日 時 ころ における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。									
処 分 理 由	違反(事故)発生年月日	違反行為の種別等		交通事故の種別					点数
			物	傷	死	軽	重		
		過去3年以内の 行政処分歴	回	累積点数			点		

※ 裏面を必ずお読み下さい。

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。